

## 2月の無料相談

※2月11日(水・祝)は除きます。

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 12日(木)・19日(木)	13:00~17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士) 予約制
税務相談	10日(火)	13:00~16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士) 予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	18日(水)	13:00~16:00 総合福祉会館(ウララ2 7階) (広報広聴課 ☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:15 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:00~17:15 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員) 電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員)、(弁護士) 予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権に関わること
ひきこもり専門相談	9日(月)	10:30~12:00	ひきこもりについての困りごと(予約制)
精神クリニック	13日(金)・20日(金)	14:00~16:00	土浦保健所(☎821-5516) 精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) 予約制、1日2件まで
	24日(火)	10:00~12:00	

### 女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日 14日(土)	11:00~16:00 10:00~15:00	男女共同参画センター ☎827-1107 毎週月曜休館 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど (専門カウンセラー) 予約制
法律相談	26日(木)	13:30~15:30		法律が関係する困りごと (女性弁護士) 予約制
法律関連一般相談	13日(金)・27日(金)	13:00~16:00		法的な手続きについてなど (専門相談員) 予約制
一般相談(外国人相談を含む)	13日(金)・27日(金)	13:00~16:00		日常生活の困りごと、悩みごと (英語通訳あり。専門相談員) 予約制
配偶者や恋人からの暴力で悩む人のための電話相談	5日(木)・19日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	身体的・精神的暴力などに関すること

## 新成人注意報! 「オイシイ話」にご用心! 消費生活センターから

☎823-3928

### 相談

2週間前、先輩に「いいアルバイトがある」と誘われ説明会に行った。そこで「会員(販売員)になり化粧品を売れば収入になる。同じように販売員になる人を見つければ毎月数十万の収入になる」と説明された。30万円分の化粧品を購入することが入会条件になっていた。「お金がない」と断ったが「すぐに取り返すことができる」と言われ、クレジット会社から借金して会員になった。しかし、友人に勧めても入会してくれず、支払いもできそうにないので商品を返品して退会したい。

**アドバイス!** これは、販売組織に加入し、商品を販売しながら知人などを組織に加入させると利益が得られるとして、会員を増やしながら商品を販売していく「マルチ商法」です。

マルチ商法は「特定商取引に関する法律」で連鎖販売取引として規制されています。販売目的を告げずに誘ったり、事業内容や利益を得る仕組みを正しく伝えなかったり、大きな利益が得られるかのよう説明するなどの行為は禁止されています。

また、契約書面の受領日、または商品の引き渡し日のいずれか遅いほうの日から起算して20日間のクーリング・オフ期間(無条件解約できる期間)が設けられています。クーリング・オフ期間を過ぎても、中途解約が認められていて、一定の条件のもとで商品を返品することができます。

今回の相談は、契約書面を受け取った日から14日目であったので、配達記録郵便でクーリング・オフ通知を発信するよう助言しました。

マルチ商法で利益を得ることは容易なことではありません。また、ほかの人を強引に勧誘したりすると加害者にもなり、人間関係を壊してしまうことにもなりかねません。世の中にオイシイ話はない、楽しんで儲かる仕事はないことを肝に銘じておきましょう。

事業者の説明会に参加すると、とても簡単に思えたり、長時間執拗に勧誘されて、早く帰りたいばかりに入会に応じてしまうケースもあるようです。商品や仕組みが理解できない場合にはきっぱりと断りましょう。